

議会運営委員会

日時 令和4年8月17日（水）午前10時～
場所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～6】

(1) 課題の検討

(2) 検証の実施

- ・第6章 議会の運営（第14条～第20条）
- ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第21条～第24条）
- ・第8章 最高規範性及び検証等（第25条・第26条）
- （ ・第1章 総則（第1条・第2条）
- ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第6条）
）

2 その他

(1) 議会運営委員会の行政視察について

(2) 今後の委員会等の日程

- 8月18日（木） 10：00～ 総務文教常任委員会・決算分科会
19日（金） 11：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）
22日（月） 9月議会議案送付 ※8月29日（月）定例会再開
10：00～ 議会運営委員会・幹事会
終了後 会派会議、広報部会・広聴部会、広報広聴会議
23日（火） 9：00～ 産業建設決算分科会現地視察・勉強会
25日（木） 13：30～ 環境市民厚生決算分科会勉強会
26日（金） 10：00～ 総務文教決算分科会勉強会

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係
(議会審議における論点の明確化)

第10条

2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

※参照【運用基準8】 予算決算説明資料

○具体的方策・取組状況等

- ・ 予算「一般会計当初予算案施策の概要」
- ・ 決算「決算に関する主要施策報告書」
- ・ 事前勉強会の実施 (R3～)
- ・ 企業会計予算資料の整理等 (R4.3)

◎前回の検討経過等

《主な意見》

- ・ 審査に必要な資料は事前にしっかりと準備いただきたい。
- ・ 資料提出が遅く審査に影響が出ている。後日の説明において質疑時間が足りないこともあった。
- ・ 予算と決算の資料の整合が取れていない部分がある。整合性をしっかりと取っていただきたい。
- ・ 説明する部課によるものかもしれないが、委員会によってバラつきがある。
- ・ 議案として出す前に十分部課内で協議いただき、説明できる体制のもとで審査に臨んでもらわなければ、同じことが繰り返されてしまう。
- ・ 決算審査を控えており、適切な資料を提出いただくことについて、執行部に伝えてはどうか。

《議会運営委員会の評価》 B (一部達成) / 継続して取り組む / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・ 議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう求める。

◎今回の検討事項

- ・ 前回の検討経過や決定事項を踏まえて、下記の実組内容で整理すること。

《実組内容》

- ・ 議会運営委員会で出た意見を部長会議で理事者に申し伝える。(8月1日済み)
- ・ 決算審査に当たり総務課から発出される「決算特別委員会分科会審査要領」の中に、以下の2点について追記いただく。
 - 決算主要施策報告書に記載がなくても、予算案施策の概要に記載のあった内容は、経過などを説明すること。
 - これまでの予算・決算審査等で質疑があったものや資料提出されたものは、説明できるよう準備し、可能な限り追加資料として提出すること。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(政策執行に対する議会の評価)

第11条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

※参照【運用基準9】議会の政策評価

○具体的方策・取組状況等

- ・事務事業評価を発展して対応
- ・評価シートの見直し・変更 (R2)

◎前回の検討経過等

《主な意見》

- ・事務事業評価表の評価基準の点数配分で、0点「不適正である」と100点「きわめて良好である」があまりにも極端ではないか。
- ・評価基準の点数配分を見直すことで、より正しい評価になると思う。
- ・点数区分について整理したい。配分を変更し次回の事務事業評価に臨みたい。

《議会運営委員会の評価》 A (達成) / 継続して取り組む / 条文の修正なし

《決定事項》

- ・事務事業評価表の評価基準の点数配分を見直す。
- ・各会派に持ち帰り、下記の評価基準案をもとに点数配分を検討する。

評価基準	変更前	案1	案2
5 きわめて良好である	100点	91～100点	91～100点
4 良好である	76～99点	76～90点	71～90点
3 おおむね適正である	51～75点	51～75点	51～70点
2 課題がある	26～50点	26～50点	31～50点
1 かなり問題がある	1～25点	11～25点	11～30点
0 不適正である	0点	0～10点	0～10点

◎今回の検討事項

- ・前回の検討経過や決定事項を踏まえて、各会派の意見について報告いただいた上で、事務事業評価表の評価基準の点数配分を決定すること。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(定例会の回数及び会期)

第14条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会審査の原則別日開催
- ・ 通年議会の導入 (H30)
- ・ 一般質問4日間実施 (R3.12～)

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・ 3月議会において、各常任委員会の別日開催が必要。もっと余裕を持った日程調整が必要。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○令和4年・令和5年(案)の2月特別議会・3月議会日程表【別紙No.3】

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会の月例開催
- ・ 監査委員の常任委員就任

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・ 非常時（コロナ濃厚接触者となり自宅待機となった場合など）の会議出席について、ズームなどSNSを活用しての出席の扱い方を条件整備すべきではないか。（新清流会）
- ・ コロナ禍等で、本人が感染、または濃厚接触者となった場合、リモートでの参加も出席と認める。（公明党議員団）

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○府内の改正状況

- ・ 改正済み 3市（舞鶴市・綾部市・福知山市）
新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等
※福知山市は、上記に加えて、育児・介護・疾病・看護等も規定
- ・ 未改正 12市

○委員会のオンライン開催について

全国市議会議長会において、今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まるとの意見がある一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることや地方自治法の改正によるものでないことから、「標準」とすることは時期尚早との意見が出された中で、「標準」の改正が見送られ、仮に改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考例が示された。(以下参照)

○全国市議会議長会の例示

委員会条例（該当箇所）

(委員会の開会方法の特例)

- 第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りではない。
- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届け出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長及び委員の除斥)

- 第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- 2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(出席説明の要求)

第21条 第1項省略

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。
- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

- 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

会議規則（該当箇所）

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9条の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集賢者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(広報広聴の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。

※参照【運用基準16】広報広聴の充実

○具体的方策・取組状況等

- ・ 広報広聴特別委員会の設置 (H23～)
- ・ 広報広聴会議の設置 (H25～)
- ・ ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設 (H26.4～)
- ・ 議会ホームページのリニューアル (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・ 議会の広報広聴機能と発信力強化のため、必要であれば費用を計上すべき。
(緑風会)
- ・ 過去の様々な経緯を経て現在の「広報広聴会議」という形が継続しているが、今後の活動や組織の在り方については、検証することも必要ではないか。
(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・ 《評価》《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○設置目的

議会に対する市民の理解と関心を高め、市民の意見を市政に反映させるための効果的かつ機動的な広報広聴活動を行うことを目的とする。

※会議規則第166条に規定する「協議又は調整を行うための場」

○亀岡市議会会議規則（抜粋）

（協議又は調整を行うための場）

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴会議	議会の広報広聴の推進に関する協議又は調整を行うこと。	議長が指名する議員	委員長

○亀岡市議会広報広聴会議規程【別紙No.4】

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

※参照【運用基準17】議員研修

○具体的方策・取組状況等

- ・議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加
- ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい
- ・全国都市問題会議参加の見直し (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・全国都市問題会議への参加を見直したが、議員研修費に入れるのか、政務活動費に計上するのかを検討。(緑風会)
- ・引き続き、よりよい研修の在り方について議論する必要がある。(共産党議員団)
- ・リモートによる議員研修会も可能とする。また、議員が出席できない場合、リモートによる参加を出席と認める。(公明党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○昨年度の検討内容(令和4年1月20日 議会運営委員会会議録 抜粋)【別紙No.5】

※第18期における議員研修の取扱いについて

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営
(議会事務局)

第20条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・LGBTQ+政策研究会を例に挙げても、政策形成を向上させるには、事務局の調査・法務機能充実のための予算配置、人員配置がさらに必要であると考えられる。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等
(議員定数)

第22条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・議員定数の検討 (H26) → 定数2人削減

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・議員定数を削減した平成26年から人口減である。人口ベースで定数24名→20名にすべき。今期での改正議論を望むが、遅くとも来期(18期)中には、人口にあった定数削減の議論と結論を出すべきである。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○亀岡市議会議員定数条例

「亀岡市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により24人とする。」

※平成23年改正前の地方自治法では、人口区分に応じて上限数を法定し、その範囲内で条例で定数を定めることとされていたが、地方の自主性や自律性の拡大の要請が高まる中、議会制度の自由度を高める見地から、法定上限制度が廃止された。条例で定めるに当たっては、地域の実情に照らし決定することが求められる。

○亀岡市議会の議員定数について

平成15年～ 30人 → 28人

平成19年～ 28人 → 26人（議員定数検討特別委員会）

平成23年～ 変更なし 26人（議会活性化推進委員会等）

平成27年～ 26人 → 24人（議会改革推進特別委員会、議会運営委員会）

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等
(議員報酬)

第23条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・議員報酬の検討 (H26) → 現行維持
- ・実費相当分に係る費用弁償の復活 (H28)
- ・期末手当の減額 (R2)

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・議員報酬は、報酬審議会に諮った上で金額変更を行うべきである。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 560,000円

副議長 月額 490,000円

議員 月額 440,000円

○府内の議員報酬の状況

	議 長	副議長	議 員	適用年月
京 都 市	1,120,000 円	1,030,000 円	960,000 円	H8.7
福知山市	495,000 円	440,000 円	410,000 円	H15.1
舞 鶴 市	570,000 円	480,000 円	440,000 円	H8.6
綾 部 市	450,000 円	400,000 円	365,000 円	H23.4
宇 治 市	635,000 円	585,000 円	535,000 円	H15.12
宮 津 市	430,000 円	370,000 円	350,000 円	H9.1
城 陽 市	560,000 円	495,000 円	445,000 円	H18.4
長岡京市	520,000 円	490,000 円	450,000 円	H10.4
向 日 市	475,000 円	440,000 円	400,000 円	H4.10
八 幡 市	550,000 円	500,000 円	470,000 円	H9.4
京田辺市	515,000 円	430,000 円	400,000 円	H31.4
京丹後市	430,000 円	380,000 円	360,000 円	R2.4
南 丹 市	470,000 円	415,000 円	380,000 円	H18.1
木津川市	470,000 円	380,000 円	350,000 円	R2.4
亀 岡 市	560,000 円	490,000 円	440,000 円	H18.7

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第8章 最高規範性及び検証等
(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範である。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会 対象外 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団A

◎今回の検討事項

- ・《評価》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 対象外

<条文>

第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会 対象外 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団A

◎今回の検討事項

- ・《評価》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 対象外

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第1章 総則

(議会の役割)

第2条

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・議会への報告、連絡、相談がなっていない。常任委員会での報告が不十分であるため、市民に説明ができない。議員の監視機能が弱体化している。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・各常任委員会で幅広い市民の声を傾聴するよう努力をすること。常任委員会等の活動をする上で、緊張感と責任ある行動をすること。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

※参照【運用基準2】会派の果たすべき役割

○具体的方策・取組状況等

- ・会派の果たすべき役割を明確化
- ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・各市の現状を鑑み、今後人数の検討をすべき。社会が多様化している中で、幅広い考え方をもちた会派を編成することで、市民福祉の増進につなげられるのではないかと。会派結成は3名→2名でできるように変更してはどうか。
- ・幹事長（会派代表者）討論は、一般質問になっていた。討論が必要。（緑風会）

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○会派結成における人数要件の状況（府内15市）

- ・3人以上で結成（舞鶴市・亀岡市）
- ・2人以上で結成（上記を除く13市）

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

※参照【運用基準3】災害時の対応

○具体的方策・取組状況等

- ・ 亀岡市議会災害対応マニュアルの策定
- ・ フロー図作成 (R1)
- ・ 議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団A 公明党議員団B

《意見》

- ・ 今後、タブレット端末を生かした災害報告の拡充・充実。(公明党議員団)

◎今回の検討事項

- ・ 《評価》《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○亀岡市議会基本条例運用基準（抜粋）

3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

亀岡市議会災害対応マニュアル

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集・情報提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

○議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ① 地域の救助活動等に協力する。
- ② 地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③ 被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

○議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

【議長】

○議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

○議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

○亀岡市議会災害対応マニュアルフロー図【別紙No.6】

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年2月特別議会・3月議会日程表

Ver.040719

【3月議会期間31日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
7	月	【2月特別議会】	
8	火		
9	水		
2/10	木	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
11	金	(建国記念の日)	
12	土		
13	日		
14	月	【議案送付】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議	議案概要、2/21の議事日程等
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	10:00～ 総務文教常任委員会（月例） 13:00～ 議員団研修会 15:00～ 全員協議会	
19	土		
20	日		
21	月	10:00～ 【定例会再開】 <12:00 一般質問通告期限／17:00 請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 施政方針・提案理由説明
22	火		
23	水	(天皇誕生日)	
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
3/1	火	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
2	水	10:00～ 【一般質問（代表）】	
3	木	10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時 質疑通告期限>	追加議案概要、 3/7・3/9の議事日程等
4	金	10:00～ 【一般質問（個人）】	
5	土		
6	日		
7	月	10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 予算特別委員会	提案理由説明、質疑、付託、 予算特別委員会の設置 予特正副委員長の互選
8	火	10:00～ 3常任委員会 <委員会終了時 討論通告期限>	付託議案審査（補正予算等）
9	水	10:00～ 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 終了後 3常任委員会 (終了後 予算特別委員会事前調整)	委員長報告 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、 補正予算等採決 付託議案審査（条例等）

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年2月特別議会・3月議会日程表

Ver.040719

【3月議会期間31日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
10	木	10:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 10:20～ 予算特別委員会分科会	市長あいさつ 分科会審査
11	金	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
12	土		
13	日		
14	月	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
15	火	10:00～ 予算特別委員会分科会 10:30～ 予算特別委員会全体会	分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定 ※15:00 執行部へ送付
16	水	(9:30～ 予算特別委員会) 13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会	※現地視察実施の場合 市長質疑項目の答弁 分科会採決
17	木	11:00～ 予算特別委員会分科会 終了後 予算特別委員会全体会 終了後 会派会議 終了後 予算特別委員会全体会	分科会委員長報告の確認 委員長報告の質疑等 討論～採決
18	金	(委員会予備日) <10:00 意見書提出期限>	
19	土		
20	日		
21	月	(春分の日)	
22	火	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案 3/23の議事日程、人事議案、 意見書案等
23	水	10:00～ 予算特別委員会全体会 終了後 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 午後 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決等
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

3月議会の議会期間

平成31年 2/25（月）～ 3/25（月） 29日間（実質20日）
 令和2年 2/21（金）～ 3/24（火） 33日間（実質20日） ※3/6, 23 日程なし
 令和3年 2/22（月）～ 3/22（月） 29日間（実質20日）
 令和4年 2/21（月）～ 3/23（水） 31日間（実質21日） ※一般質問4日間

令和5年亀岡市議会定例会 2月特別議会・3月議会日程（案）

（3月議会期間 32日間）

ver. 040817

月	日	曜日	会 議 等	備 考
2/	6	月	(招集告示) 全員初協議会	
	7	火		(~16:00 会派結成届)
	8	水		
	9	木		初幹事会、会派会議
	10	金		
	11	土	(建国記念の日)	
	12	日		
	13	月	【定例会開会】2月特別議会 議会運営協議会、各委員会	幹事会、会派会議
	14	火		
	15	水		
	16	木	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	17	金	(議案送付) 議会運営委員会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	18	土		
	19	日		
	20	月		
	21	火		
	22	水		
	23	木	(天皇誕生日)	
	24	金	【定例会再開】3月議会 <一般質問通告期限：12:00 請願書等提出期限：17:00	
	25	土		
	26	日		
	27	月		
	28	火		
3/	1	水		
	2	木		
	3	金	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	4	土		
	5	日		
	6	月	【一般質問（代表）】	
	7	火	【一般質問（個人）】（追加議案送付）議会運営委員会 <質疑通告期限：一般質問終了時>	幹事会、会派会議
	8	水	【一般質問（個人）】	
	9	木	【一般質問（個人）】（追加議案提案） 予算特別委員会	
	10	金	各常任委員会 <討論通告期限：委員会終了時>	付託議案審査（補正予算等）
	11	土		
	12	日		
	13	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【補正予算採決】 各特別委員会 各常任委員会	幹事会、会派会議 正副委員長互選等 付託議案審査（条例等）
	14	火	予算特別委員会①	
	15	水	予算特別委員会②	
	16	木	予算特別委員会③	
	17	金	予算特別委員会④	
	18	土		
	19	日		

月	日	曜日	会 議 等	備 考
	20	月	予算特別委員会⑤	市長質疑
	21	火	(春分の日)	
	22	水	予算特別委員会⑥	会派会議
	23	木	(委員会予備日) <意見書提出期限：10:00>	
	24	金	市長・議長議案調整(人事議案)、議運事前調整、 議会運営委員会 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
	25	土		
	26	日		
	27	月	予算特別委員会、各常任委員会、議運事前調整、 議会運営委員会 【定例会休会】	幹事会、会派会議
	28	火		
	29	水		
	30	木		
	31	金		

亀岡市議会広報広聴会議規程

平成 28 年 3 月 29 日
亀岡市議会規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、亀岡市議会会議規則（昭和 53 年亀岡市議会規則第 1 号）第 166 条第 4 項の規定に基づき、同規則別表に規定する広報広聴会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 広報広聴会議は、次に掲げる事項の協議又は調整を行う。

- (1) 議会報の発行計画、掲載事項及び編集に関すること。
- (2) インターネットによる議会の情報発信に関すること。
- (3) 議会報告会及び意見交換会の企画、運営並びに聴取した意見等の整理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 広報広聴会議は、各常任委員会の副委員長及び各会派から選出された議員をもって構成するものとし、9 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、議長の指名により選任する。
- 3 委員の任期は、常任委員の任期の例による。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 広報広聴会議に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 広報広聴会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会の設置等)

第 6 条 広報広聴会議に、広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事項は、第 2 条各号に掲げる事項のうち委員長が会議に諮り指定する事項とする。
- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部会には部会長及び副部会長 1 人を置くものとし、部会長は、副委員長をもって充て、副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

6 部会は、その所属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、説明のため委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 広報広聴会議は、これを公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(記録)

第9条 委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(委任)

第10条 亀岡市議会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、広報広聴会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和4年1月20日議会運営委員会 会議録（抜粋）

1 議会活性化の検討について

項目No.14-2 議員研修（全国都市問題会議等）の検討 <第18期の取扱い>

<木曾委員長>

私からの提案を含めて前回の会議で協議した内容を各会派に持ち帰り、再度会派の意見をまとめていただいた。できれば本日整理して結論を出していきたいと思うので、よろしく願いしたい。ポイントとしては、全国都市問題会議についてどのような判断をするのかが1点目、そして、その後の経費の扱いをどのようにするのが2点目である。各会派から報告願う。

<菱田委員>

今まで都市問題会議に限って研修に行ってきたが、これについては一定見直すべきである。これまでに政務活動費に積み増す試算や様々な研修費に使えないかという意見があったが、新清流会としては、政務活動費に入れて有効な研修に使っていけばよいのではないかと。ただし、金額については今後しっかりと議論すべきであり、全国都市問題会議への参加にこれだけの経費を使っていたから、その分を政務活動費に積み増すといったことではなくて、研修の充実ということを考えると、その金額についてはいろいろと意見を交わしたほうがよいのではないかと。新たな研修費を作るのではなく、政務活動費の中で整理していくほうが、会派としての活動がよりしやすくなるのではないかとという意見となった。

<松山委員>

全国都市問題会議の取扱いに関しては、研修内容が今の時代や議員研修に合っていないこともあることから、一旦取り止めてはどうかとの意見であった。全国都市問題会議に使っていた予算については、政務活動費に上積みする考え方もあるが、まずは研修費という名目で別に計上すればよいとの意見となった。

<三上委員>

全国都市問題会議をどのように評価するのが前提にある。我々はこれまでも政務活動費の中で様々な研修に行っている。それで事足りているのであれば、事業仕分け的に削除するだけでよいのではないかとという意見があった。わざわざ政務活動費に積み上げることの必要性が本当にあるのか、しっかりと吟味しなければ市民への説明が果たせない。また、議員研修をしっかりとしていかなければならないとの立場からすれば、政務活動費そのものを議論する中で、市民福祉の増進につながり市民理解が得られるような議会活動であれば、増額を求めてもよいのではないかと意見もあった。そのような2通りの意見となったが、まとめきれずに結論は出せていない。

<山本委員>

全国都市問題会議については、自治体の首長や職員に対する研修の位置付けが大きいと感じており、全国都市問題会議に限った研修であれば取り止めてもよいとの意見であった。その経費については、前回提案いただいた一つであるが、議員団研修会の経費にその一部を乗せて、議員団研修会の講師や研修内容の充実、開催回数を

増やしてはどうかとの意見が出た。講師によっては議員団研修会の予算では足りないという意見があり、全議員が対象となる研修でもあることから、全議員から研修内容についての希望や意見をたくさん出していただき、その中から選択するぐらいのことができればよいと思う。また、もともと公明党議員団の意見として政務活動費に上乗せしてはとの意見を出していたが、その金額や内容についてはしっかりと議論する必要があると感じている。先ほど木曾委員長から本日その取扱いを決定していきたいとあったが、次年度に政務活動費を検証していく中でしっかりと議論すべきであると考えている。

<木曾委員長>

全国都市問題会議について、3会派は見直すべきであると取りまとめとめられた。共産党議員団も一部では見直してはとの意見もあったようである。それぞれ会派の意向もあると思うが、できれば意見を一致させていきたい。

<三上委員>

そこにこだわる必要はないが、その分の経費をどのように扱うのかというところで意見が分かれていた。

<木曾委員長>

全国都市問題会議については、見直していくことで決定したい。第17期で整理して第18期に申し送ることになるが、次年度の議会基本条例の検証の中で、関連する部分を検討していくことになると思うが、どのように見直していくのかについて意見が分かれている部分がある。政務活動費に全てを組み込むという意見や、それとは反対に政務活動費には入れず、全国都市問題会議に行かないのであれば削除してはどうかとの意見もある。そしてまた、議員団研修会を含めた研修費に積み増すとの意見もあり、これら3通りの意見に集約できるのではないかと。それぞれ意見いただいた中で、核心に触れる部分を含めてもう少し突っ込んで検討いただきたい。今日に結論が出ないとしても、来年度に次の議論となるようにだけはしておかなければ、今後も同じことを繰り返してしまうので、そのところを整理したい。

<菱田委員>

議員が研修や政務調査などの活動をする中で、全国都市問題会議へ4年に1回行くと言いながら、一方で政務活動費を活用し毎年会派としても研修会に参加している。分かりにくいがある意味二重になっている部分があると感じている。これを政務活動費に一本化し、その中で様々な研修会に参加するなど有効に使っていただき、議員力の向上につなげていくための資源にできればよいのではないかと。金額については別にして、そのような方向で整理していくべきである。

<松山委員>

政務活動費に入れることは整理しやすいと思うが、あくまでも研修費として幅広い視点を持って多種多様な勉強を議員自身がしていかなければならない。そのような観点から、研修費という枠で予算をつけてやっていくほうがよいと思っている。政務活動費は何のためにあるのかが根本にあるので、政務活動費が年間2万円増えて議員力が向上するのであれば、それでもよいと思う。果たしてその2万円で議員力が上がって市民福祉の増進につながるのかは疑問であり、政務活動費に入れることは一旦置いておき、まずは研修費としての取扱いで段階を踏んで、それでも政務活動費に入れたほうがよりよいのであれば、その後に議論していけばどうか。

<山本委員>

前回の会議では、研修先がはっきりしていれば予算措置ができるが、研修費の中で

議員それぞれが違う研修に行くことになれば、予算措置が難しいとの意見があったので、そのことも考慮して検討しなければならない。政務活動費の場合は、金額も含めて検討することになると思うが、市民への説明責任が必要になってくる。政務活動費に上積みしても、研修という内容がなかなか見えず、増額したとしか見えてこない。先ほど報告したとおり、議員団研修会の充実という形であれば、全議員が研修できて、理解が得やすいのではないか。

<三上委員>

会派の活動から言えば、共産党議員団では市民アンケートをしているが、全戸に配って受取人払いの返信にするとかなりの金額が必要となる。これも市民の思いを捉えるための政務活動の一つである。そのようなこともやっている中で、政務活動費の内訳として研修費以外の金額が減るようなことでは、会派が何に重きをおいて政務活動費を使うかが制限されてしまう。研修は大事ではあるが、しっかりと法令にのっとり正しく使う分には、どのように使おうが自由であるので、納得がいかないとの意見もあった。全国都市問題会議への参加は必要ないということであれば、その分の予算は切ってしまうと、浮いた予算はもともと政務活動費とは関係がなく、その上で政務活動費の中に研修費の項目があるので、そのことを踏まえて切り離して整理したほうがよいのではないか。全国都市問題会議に行かないからその予算をどのようにするのかという議論ではなく、行かないのであればその予算は一旦切って、その上で予算を切ったままでよいのか、議員全体の研修である議員団研修会を充実させるのか、政務活動費の中の研修費を充実するのかなど、しっかりと議論できればよいと思う。

<木曾委員長>

最終的には、金額は別にして、政務活動費に上乘せするのか、別立ての研修費にするのかという議論になり、それを整理することになると思う。政務活動費の中に研修費も含まれているので、それをどのように扱うかを含めて、ここの部分だけでも整理しておかないと、金額を決めることだけでも根拠の議論となり、相当な時間がかかると思う。政務活動費で一本化することで、その中にある研修費を充実する意味を含めて、一定の整理をする方向のほうが分かりやすいのではないか。議員の研修に関しては、幅広い意味での研修もあり、それぞれの会派によって考え方も若干違うが、できれば当初意見として出ていた政務活動費に一本化して、その中の研修費を充実させ、金額的なことについては、もう少し時間をかけて議論するという方向でまとめる形にしてはどうか。

<松山委員>

確かにそのような考え方もあると思うが、一方で予算ありきのような議論になっていることに違和感がある。コロナ禍で市民が一番苦しい時期に頼れるところとして、行政や議員が大変重要になってくる。困っている人たちのために、政務活動費が使えているのかどうか。そのようなことへの調査に使うものでもあるのではないか。現時点で各会派の政務活動費の執行は、どのような状況であるのか。コロナ禍を理由に政務活動費を使えていない場合もあると思うが、そういった議論ではなくて、いかに充実したことに使えているのかの判断が必要である。今使える政務活動費があるのであれば、それを使えばよいし、仮に政務活動費が一人当たり年間2万円増えても、一体何になるのかが私の率直な意見である。そうであれば、全国都市問題会議への参加を取りやめて予算をゼロとし、政務活動費を積み増すことも保留にして、今ある政務活動費の中でできることをしっかりとやっていけばよいと思

う。それ以上にこのようなことが必要であると出てくれば、そのときには政務活動費を積み増す議論をしていきたい。

<木曾委員長>

松山委員の意見が正論であると思う。あくまでも全国都市問題会議の内容を議論しているのであって、その経費を活用する議論ではなく、議員研修を充実させるために政務活動費の研修費について議論を進めることが一つの方法である。

<菱田委員>

金額については別の議論であると申し上げた。その中には松山委員がおっしゃった部分もあるが、今までできていないことで、会派の視察研修やセミナー、フォーラムなどに参加する機会を増やしたいとの考えもあるので、ゼロか100ではなくいろいろな議論の中で、必要な金額を決めていければよいと思う。

<木曾委員長>

いろいろな意見をうまくまとめていただいたのではないか。今日はそのようなまとめ方でよいと思う。全国都市問題会議への予算は一旦削除するが、政務活動費の中の研修費については、今までどおりの金額で目的が果たせるのか、それとも充実が必要なのかについて、引き続き各会派で検討いただき、次年度の議会基本条例の検討の中で、議論を進めさせていただきたいと思う。

<事務局長>

全国都市問題会議の関係についてはなくした上で、単純にその分を政務活動費へ上乗せするのではなく、もう一度政務活動費の内容を議論する中で金額を見直すのか、別の研修費を考えていくのかについて、今後継続して協議していただくといった内容でまとめていただき、次年度の議会基本条例の検証の中で検討していただければと思う。

<山本委員>

事務局長から別の研修費とあったが、先ほどの委員長のまとめでは、政務活動費を議論していくといった内容であった。その点はどのように考えればよいのか。

<福井議長>

うまくまとめていただき、ほぼ2択ぐらいになってきていると思う。一つだけ気になるのは、議論の途中ではあったが、政務活動費とは別に研修費なるものをつけることはできないのではないか。山本委員がおっしゃったように、議員団研修会を充実することはできる。

<木曾委員長>

政務活動費であっても、研修費を別につけるものであっても、それには市民理解が必要である。

<福井議長>

政務活動費の中に議員研修の項目があるので、研修費とすればそれは政務活動費に含まれるものである。政務活動費があるにもかかわらず、その横に別の研修費があることはおかしいと思う。

<事務局長>

政務活動費以外の研修費としては、議員団研修会の経費を充実させることや、それ以外の研修費となると、例えば東京や大阪などで開催される研修会に参加する経費として、年間数名分の参加に要する旅費や負担金を予算要求する方策はあると思っている。

<福井議長>

政務活動費を増やすことは市民説明していけると思うが、政務活動費の横に研修費をつけることは難しい。今事務局長からあった内容であれば可能であるので、それも踏まえて検討いただければと思う。

<木曾委員長>

議会の研修については、どこの議会でもいろいろと検討されている内容であろうと思う。亀岡市議会でも、常任委員会や議会運営委員会での視察研修、政務活動費の項目にも研修費があり、議員団研修会も行っている。また、これまでには全国都市問題会議の研修もあり、いろいろな研修が行われて参加していることは事実である。最終的に今日結論を出すことは難しいが、議会の中で研修をすることについては、基本的には政務活動費で一まとめにするような形であれば、市民にも説明できるのではないかという気持ちはある。一方では議員全体で行う研修を充実してはとの意見もあり、そうであれば前向きな議論となる。最終的にはそのような方向の中での議論に集約されていくと思う。各会派からいただいた様々な意見は尊重したいが、どこかでまとめて意見を一致させて、第18期に申し送りすることになる。

<三上委員>

そのようなことでよいと思うが、会派で出ていた意見としては、政務活動費は会派主義であって、使い道を市民に公開して評価を受けながら、会派が切磋琢磨して市民のためにどのように使うのかといったものであり、制度にのっとり会派で使うものである。全国都市問題会議については、議会の総意として必要な研修と位置付けて、全議員が4年間で1回参加するといったものである。それをなくしたときに、性質が違う政務活動費で整理することは難しいのではないか。とりあえずは一旦取り止めて、その代わりになる研修とは何なのか、例えば、広報広聴会議では議会だよりの研修に2年に1回参加しているが、今回、講師からは議会だよりに一定の評価を受けることができた。また、常任委員会や議会運営委員会では行政視察に行っているが、それは先進事例の調査であって、議会での質問力や議員としての調査能力を研修で培うものではなく、委員会でもそのような研修に行くこともよいと思っている。政務活動費を増やすかどうかは別の議論である。

<木曾委員長>

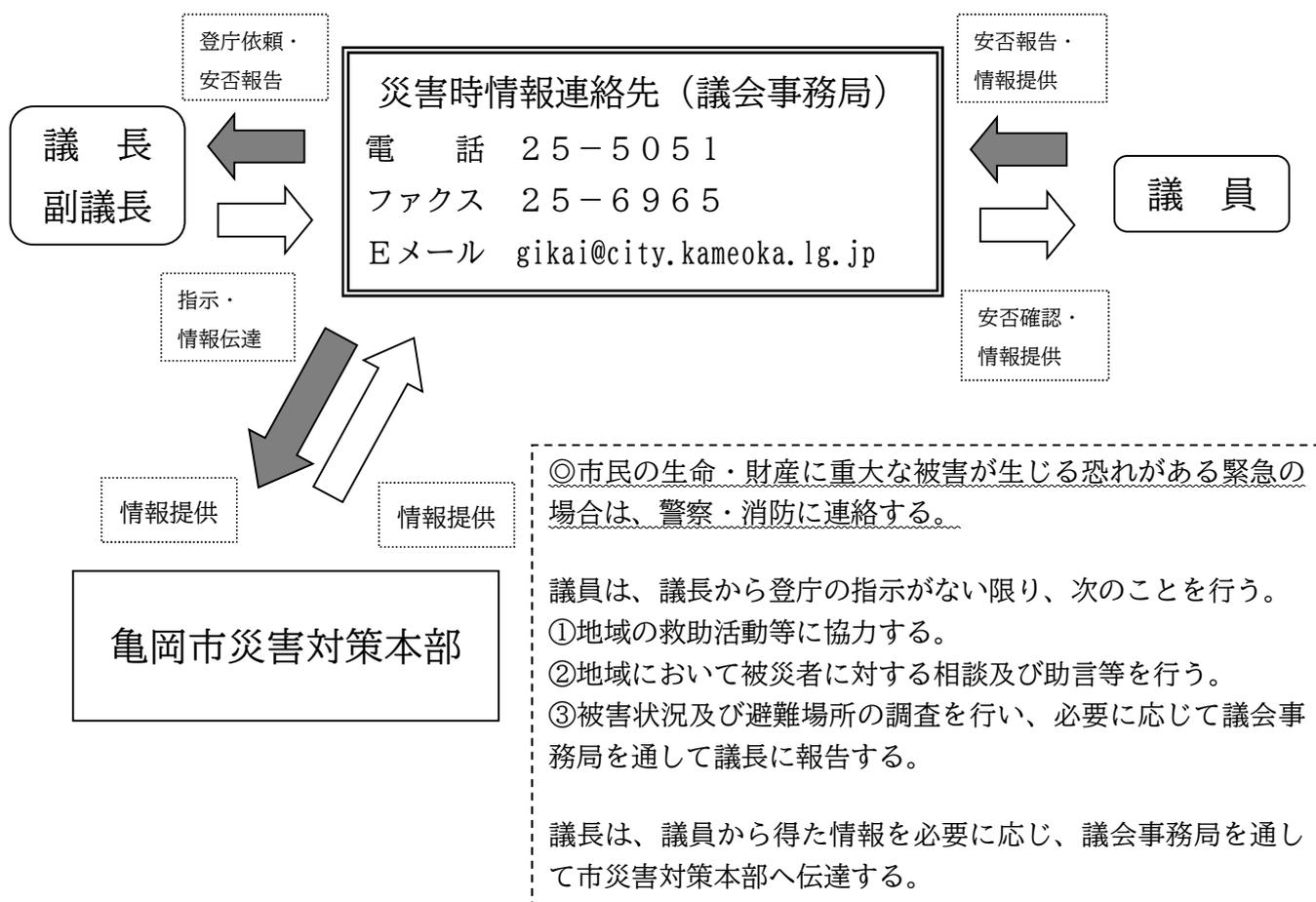
全国都市問題会議に行くことは廃止とするが、政務活動費の中に組み込んだ中で、研修費をより充実させる方向に持っていくのか、それとも議員全体の研修である議員団研修会などを充実させる形で使うほうがよいのかという議論を会派に持ち帰ってしていただき、各会派まとめていただくこととしたいがよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

全国都市問題会議への参加を廃止したことは、会派内で周知徹底いただきたい。今年度にすべての結論が出なかったが、本日議論した内容を各会派に持ち帰りいただき、改めて次年度に予定している議会基本条例の検証の中で検討していくこととする。

【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図①（災害発生～情報提供）】



【亀岡市議会災害対応マニュアル フロー図②（災害対策本部設置時）】

